ハラスメントに係る相談を受けた際の 対応の手順等

令和6年4月12日高知県教育委員会

【用語の意味】

- ○「被害者等」
 - :被害者又は被害者の家族。
- ○「ハラスメント」
 - : 教職員等(教育実習生を含む。)の間で発生したパワーハラスメント、セクシュアル ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の総称。

ハラスメントは、例えば教職員に対しては、

- (i)名誉、プライバシーなど個人の尊厳を害する。
- (ii)職務の能率が低下する。
- (iii)精神や身体の健康を害する。
- (iv)ハラスメントに耐えきれずに退職をせざるを得なくなることもある。 といった影響を及ぼす。

また、職場に対しては、

- (i)職場の人間関係を悪化させる。
- (ii)職場の士気を低下させる。
- (iii)職場の秩序を乱す。
- (iv)公務の信頼性を失墜させる。

といった影響を及ぼす。

いずれにせよ、ハラスメント行為は信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当し、決して許されるものではなく、該当する行為を実施した場合には 懲戒処分等に付される場合がある。

詳細は、「ハラスメント対策ガイドブック(令和6年4月改定)」(高知県教育委員会)を参照。 (https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/harasumento/file_contents/gaidobook.pdf)

- ○「苦情相談員」
 - : 各学校内において被害者等がハラスメントについて相談をすることとなる最初の相 談先となることが多い副校長もしくは教頭又は校長が指名する者。

ただし、P.3 にある通り、ハラスメントの相談については各種の相談窓口が準備されており、必ずしも苦情相談員のみが最初の相談窓口となるわけではなく、被害者等の希望や事情により適宜選択することができることに留意。

- ○「県教委」:県教育委員会。
- ○「地教委」:市町村教育委員会。

【1】はじめに

ハラスメントの事案に対応するうえで、県教委、地教委及び学校は、 ハラスメントの行為によって被害者等が多大な心身の苦痛等を受けて いることを深く理解し、また、いかなる覚悟を持って相談に至ったの かについて理解をすることが必要であることは論を俟たない。

そして、各対応にあたっては、被害者等の気持ちに寄り添い、必要な支援等の希望を可能な限り聞き取ったうえで、もし対応が難しい場合には、その理由を明確に被害者等に説明して理解を得るような、

「丁寧な」対応が必要である。

他方、長期間にわたって当該事案の帰結が見えず、被害者等を不安 定な状態に長く置かせることも適切ではなく、特筆した事情がなけれ ば、速やかに事実認定に向けた調査等を実施し、可能な限り早期に事 案についての一定の結論を出すことができるよう「迅速に」取り組む ことも必要である。

本手順書は、ハラスメントに係る相談を教職員等から受けた際に、 県教委、地教委及び学校(校長、苦情相談員)等が、上記の「丁寧 さ」と「迅速さ」の両者の視点を持って、必要な被害者等に対する支 援や事実認定のための調査、そして必要に応じた懲戒処分等の実施を 行っていくにあたって、その基本となる手順を明確化するために策定 をしたものである。

ハラスメントも含めた教職員の不祥事に係る事案については、そも そも生じさせないよう防止策に取り組むことが前提ではあるが、仮に 発生をした際には、本手順書による手順に沿って、丁寧・迅速に対応 をしていくことが県教委、地教委及び学校には求められている。

なお、本手順書はこれで完成ではなく、今後も、様々な状況等を踏まえて、機動的に見直しを図っていく予定である。

【2】全体の留意点

- 日頃から、県教委、地教委及び学校は、教職員等に対して、ハラスメントに係る相談窓口の体制の周知を定期的に実施すること。 例えば、ハラスメントについては、「ハラスメント対策ガイドブック」において、
 - ・内部相談窓口としての各学校の苦情相談員
 - ・内部相談窓口としての県教委・地教委等の総括苦情相談員
 - 外部相談員(弁護士、公認心理師・臨床心理士)
 - ・公立学校共済組合が開設する相談窓口

など各種相談窓口を掲載している。

教職員等に対しては、被害者等の希望や事情等に応じて複数の窓口を活用できることについてもあわせて周知すること。

(P.5以降に示す手順については、苦情相談員に対して被害者等から相談があった場合に、県教委としてどのように対応を実施するのかの目安を示したものとなっているが、実際にハラスメントについて被害者等が相談をするにあたっては、必ずしも「苦情相談員」に相談をしていなければ、他の相談窓口に相談できない、といったことは決してないことも重ねて伝えること)

○ 次頁以降に掲げる手順①から⑯までを3ヶ月の期間内で実施する ことを目安とする。

ただし、期間を守ることに形式的に固執するのではなく、被害者 等への聞き取りや事実調査等を丁寧に実施すること等を優先するこ とに留意する。

また、「被害者と相談のうえで、上記で目安とする期間を超えて対応を実施することが了解されている場合」のほか、「司法・捜査上の事実調査・確認の過程に入っており、県教委として独自の調査・判断をできない場合」、「外部有識者による委員会(以下「外部有識者委員会」という。)において専門的知見からの意見、助言を受ける場合」等の特筆した事情がある場合には、「3ヶ月の期間内」において実施をすることが困難であることが見込まれ、その場合には「3ヶ月の期間内」に必ずしもよらずともよいこととする。

ただし、このことは、いたずらに期間の目安を、聞き取り手側等の都合により超えることを認めるものではないことも、あわせて留意すること。

○ 次頁以降に掲げる手順は、原則として、ハラスメントに係る対応 が必要となった各関係者・関係機関がとるべき対応を掲げているが、 被害者等側の希望や事情等によって、必ずしも手順通りに進むこと ができない場合もあることに留意し、その場合には状況に応じて県 教委・地教委・学校間で情報共有・協議も行いつつ、被害者等側と も相談しながら、柔軟に対応すること。

ただし、このことは、法令・規範の遵守はもとより、被害者等側への丁寧な配慮や留意等を踏まえて定めた本手順書の趣旨を逸脱することを許すものではないことに留意すること。

- ※児童生徒に対する性犯罪等の対応手順等については、別途マニュアルを作成・公表予定
- ※今後、児童生徒や教職員等の心身に極めて深刻な影響を与えるなど著しく重大な結果を及ぼす教職員の不祥事事案が発生し、かつ、県教育委員会では中立かつ公正で客観的な立場で事実関係を明らかにすることが困難である場合には、県教育委員会や当該事案の関係者から独立した立場である法曹関係者等において、調査により事実の認定等を実施する第三者委員会を設置することとする。

【3】手順の概要

(1) 県立学校の場合

苦情相談員は、 被害者等からの相談を受けて、 校長に報告(①) (P.7)



報告を受けた校長は、 県教委に報告(②) (P.8)



報告を受けた県教委は、 校長に対して聞き取り方の 確認等を指示(③) (P.8)



校長は、被害者等に 聞き取り方について確認等 (④) (P.9)



県教委は、被害者等への 被害状況の聞き取りを実施 (⑤) (P.10)



県教委は、 「被害者等からの聞き取り 結果」を取りまとめ(⑥) (P.11)



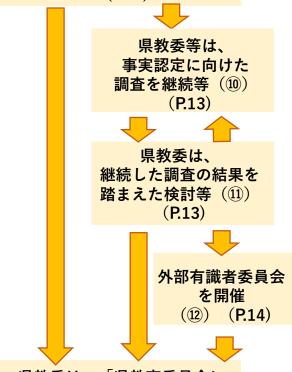
県教委・校長等は、 加害者とされる者への 聞き取りを実施(⑦) (P.11)



県教委は、 「加害者とされる者からの 聞き取り結果」を取りまとめ (8) (P.12)



県教委は、 「現時点での聞き取り結果の一致 の状況」を取りまとめ等(⑨) (P.12)



県教委は、「県教育委員会に おいて認定した事実」を 被害者に説明、加害者に 顛末書の作成を指示(⑬) (P.14)



県教委は、 懲戒処分の事務局案を決定、 指導上の措置を決定(⑭) (P.15)



懲戒処分の事務局案について 教育委員会に付議(⑮) (P.15)



県教委は、懲戒処分、 指導上の措置について 関係者への伝達(⑮) (P.16)



県教委は、 処分等を実施

(2) 市町村立学校の場合

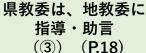
苦情相談員は、 被害者等からの相談を受けて、 校長に報告(①) (P.17)



報告を受けた校長は、 地教委に報告(②) (P.18)



地教委は、県教委に報告/ 校長に聞き取り方の確認等を 指示(③) (P.18)



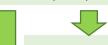
県教委は、 「現時点での聞き取り結果の一致 の状況 | を取りまとめ等(9) (P.22)



県教委等は、 事実認定に向けた 調査を継続等(⑩) (P.23)



県教委は、 継続した調査の結果を 踏まえた検討等(印) (P.23)



外部有識者委員会 を開催

(12) (P.24)



校長は、被害者等に 聞き取り方について確認等 (4) (P.19)



地教委は、被害者等への 被害状況の聞き取りを実施 (5) (P.20)

※県教委は、 必要に応じて 同席

※県教委は、

必要に応じて

同席



県教委は、地教委を通じて、「県教育委員会 において認定した事実」を被害者に説明、 加害者に顛末書の作成を指示(13) (P.25)

県教委は、 懲戒処分の事務局案を決定、 指導上の措置の案を決定(4) (P.25)



懲戒処分の事務局案について 教育委員会に付議(15) (P.26)



県教委は、懲戒処分、 指導上の措置の案についての 関係者への伝達(16) (P.26)



県教委・地教委は、 処分等を実施



地教委は、 「被害者等からの聞き取り 結果 | を取りまとめ(⑥) (P.21)



地教委・校長等は、 加害者とされる者への 聞き取りを実施(⑦) (P.21)



地教委は、 「加害者とされる者からの 聞き取り結果」を取りまとめ (8) (P.22)



【4】手順の詳細

(1) 県立学校の場合

苦情相談員は、 被害者等からの相談を受けて、 校長に報告(①)

- <u>被害者等から苦情相談員がハラスメントの相談を受けた際には、</u> 事案の報告と事実認定に向けた調査のために校長及び県教委に連絡を とることをその場で被害者等に了解をとったうえで、<u>校長に報告する。</u>
- また、苦情相談員から被害者等に対して、心理の専門家によるサポートの希望を確認し、その希望についても校長に報告する。
- 苦情相談員個人や学校の内部だけで対応しようとすること、例えば、 具体的な事実認定に向けた調査を苦情相談員自身が自主的に実施せず、 事実の確認ができているか否かにかかわらず、ハラスメントに係る相 談を受けたということのみをもってして、まずは校長及び県教委に連 絡するということを原則とする。
- * 被害者等より相談を受けた別の教職員等から苦情相談員が相談を受けるなど、苦情相談員が直接被害者等から事案についての状況を聞けていない時には、まず苦情相談員が被害者から直接状況を確認することを原則とし、確認次第、①に移る。

なお、苦情相談員が別の教職員等から相談を受けた後、直接被害者に対して苦情相談員が 状況を確認するタイミングについては、状況の態様や被害者等と別の教職員等との関係性等 の事情を踏まえつつ、速やかに実施されるべきである。

* 校長及び県教委に連絡する旨を被害者等に了解をとる際には、被害者等に了解をさせないように誘導することは決して許されないことに留意する。

また、校長及び県教委に連絡をとる旨は、苦情相談員は被害者等に明確に伝え、そして明確にその了解を被害者等からもらうこととする。「被害者等がハラスメントの加害者とされる教職員との間で和解ができている」、「被害者等が大ごとにしてほしくないと言っている」といったような事情を踏まえて、苦情相談員個人の判断で「被害者等は校長及び県教委への連絡は望んでいない」と判断することは決してないようにする。

* 校長や県教委への連絡・報告についての被害者等の了解を得られない場合は、苦情相談員は引き続き被害者等に寄り添い、どのような対応を被害者等が必要としているのかについて 丁寧に聞き取る。

そのなかで、苦情相談員の権限・責任では対応できないような要望を被害者等が求めてきた際には、改めて校長や県教委への連絡・報告についての打診を被害者等側に行う。

報告を受けた校長は、 県教委に報告(2)

- ①の報告を受けた校長は、「被害者等から苦情相談員が相談を受けた日」、「苦情相談員から校長が報告・連絡を受けた日」、「被害者等の情報」、「加害者とされる者の情報」、「事案の概要」、「現在の被害者等が置かれている状況(※)」、「心理の専門家によるサポートの希望」等について、県教委が事前に示す様式に沿って記載のうえ、**県教委に報告**する。
 - (※) 「被害者の出勤状況」、「被害者等と校長との直接やり取りの有無」、 「加害者とされる者と被害者との職場での現在の関わり」等
- * 校長が直接被害者等から相談を受けた場合も②の対応に準ずる。また、その際の留意点については、①の対応に準ずる。
- * 仮に校長が加害者とされる場合には、②については苦情相談員が自ら実施することとし、 ③以降の対応にあたって記載されるなかで出てくる「校長」についてを「苦情相談員」と 置き換えて原則対応する。

報告を受けた県教委は、 校長に対して聞き取り方の 確認等を指示(3)

- ②の報告を校長から受けた県教委は、速やかに提出された様式を もって教育長に報告する。
- 教育長等の指示も踏まえ、**校長に対して、以下の対応を指示**する。
 - ・県教委が被害者等に被害状況についての聞き取りを直接実施することの被害者等の了解をとる。
 - ・上記の聞き取りにあたって、校長・苦情相談員が同席をすること について被害者等に確認をとる。
 - ・上記の聞き取りにあたって、被害状況を確認するために、被害を 受けた実態を説明した書面等を被害者等の側で用意するのか、県 教委が聞き取った内容を書面で書き起こし、それを被害者等に事 後で確認するような形でよいのかを被害者等に確認をとる。
 - ・実際に被害を受けている際の録音等の物的証拠があれば、上記の 聞き取りの際のその提供を被害者等に対して要請する。

- また、加害者とされる者が一対一で被害者と直接接触することがないよう、被害者等の希望も踏まえたうえで、加害者とされる者への指示や学校内での勤務環境の配慮等を実施するように、県教委から校長に対して指示する。
- さらに、①で確認した被害者等の心理の専門家によるサポートの希望に沿って、⑤の聞き取りに先立って、例えば、心理の専門家を派遣し被害者等の心のケアにあたるなど、可能な限り対応を行う。
- これ以降、加害事実が認められた時点で、県教委は、速やかに事案 の重大性などを踏まえ、被害者の安全確保、児童生徒への影響なども 含め学校経営上の想定される影響等を熟慮し、学級担任を外す等の校 務分掌の変更、学校以外の勤務場所への変更などについて検討を行う。
- * 仮に県教委が被害者等に被害状況を聞き取ることについて被害者等に了解されない場合は、 聞き取り手についての希望等を確認し、可能な限り被害者等の希望に添った対応を行う。ま た、県教委以外の者が聞き取り手となった場合には、聞き取りの内容等について速やかに聞 き取り手から県教委に報告するようにする。

校長は、被害者等に 聞き取り方について確認等

(4)

- ③の指示を受けた校長は、**被害者等に対して被害状況の聞き取り方 について確認**等を実施する。
- * いずれの者が聞き取りを実施するにあたっても、記録性・客観性を高めるために、当該聞き取りについて録音によって記録をとらせてもらうことを被害者等に予め了解してもらうことを原則とする。
- また、被害者等と一対一で接触をすることを止めるよう加害者等に対して校長から指示をしてもよいか、被害者等に対して確認を行う。 あわせて、勤務環境等について希望がないかも確認する。

もし被害者等より、一対一で接触することを止めるよう加害者に指示してほしいという希望があった場合には、加害者に対してその旨を伝え、謝罪も含め、当面の間、一対一での接触を被害者等に対して行わないよう指示をする。また、勤務環境の希望について校長の権限において実施できるものについては、可能な限り希望に添って対応する。

県教委は、被害者等への 被害状況の聞き取りを実施

(5)

○ ④で被害者等が希望した聞き取り方に沿って、<u>県教委は被害者等</u> への被害状況について聞き取りを実施する。

なお、以降の被害者側とのやり取りの窓口については、県教委に 原則統一することとし、その旨も被害者等に伝達する (被害者に別の希望がある場合にはその限りではない)。

○ やり取りの窓口となった県教委は、被害者等側から相談・問い合わせ等があった場合には随時対応する。また、被害者等側と相談したうえで、県教委側から原則2週間に1度を目安に被害者等側に連絡をとり、被害者等の心境の確認等を実施したり、現状の調査の状況等について伝えることとする。

なお、この連絡の際にも、被害者等の了解を得たうえで、録音を とり、記録に残すようにする。

- * 聞き取りを実施するにあたっては、必要に応じて心理の専門家にも同席の協力をあおぐこととする。
- * 聞き取りを実施するにあたっては、被害者等の説明を傾聴することに最重点を置き、聞き取り手側が推測で発言を行ったり、被害を過小評価したりするなど、被害者等に対して不信や不安を感じさせる言動を行うことは厳に慎む。当該「聞き取り」は、あくまで「聞き取り」であり、「事実についての評価をする・判断をする」場ではないことに留意する。
- * 県教委ではない者が聞き取りを実施した際には、聞き取りの内容を書面に起こしたものや被害者等側より提供のあった物的証拠を聞き取り手側は県教委に共有する。
- * 県教委のみが聞き取りを実施した際(校長・苦情相談員が同席していない場合)には、聞き取りの内容を書面に起こしたものや被害者等側より提供のあった物的証拠を校長等に共有する。
- * 被害者等との聞き取り以降は、被害者等とのやり取りの窓口について県教委(あるいは聞き取り手)に固定する。それ以外の者については、以降、当該事案について独自の見解や推測、主張等を、被害者等や外部の問い合わせに対して回答しないこととし、決められた窓口に対して確認するよう応答することとする。例えば、県教委が窓口となった場合には、校長等に対して仮に問い合わせがあった場合も当該事案については、県教委において事実調査を行っている旨のみ応答し、それ以外の内容の応答はしないこととする。そのうえで、問い合わせるべき県教委の窓口を伝えることとする。
- * 被害者等とのやり取りの窓口となった者については、上記の通り、以降2週間に1度を目安として、被害者等に対して連絡をとることとするが、その際に被害者等の説明や思いを丁寧に確認することに留意する。ただし、加害者とされる者の個人情報に係る事項や、事実認定の結論が出ていない段階での未確定な情報、個人的な憶測や推測等については、被害者等からの希望であっても伝えることができないことを丁寧に被害者等に対して説明する。

また、被害者等ではない、外部からの問い合わせについては、原則、事案について正式に公表されるまでは、何ら事案について一切回答をしないことを徹底する。

県教委は、 「被害者等からの聞き取り結果」 を取りまとめ(⑥)

⑤で実施した聞き取りをもって、<u>県教委は、「被害者等からの聞き</u> 取り結果」を取りまとめる。

(被害者等が自ら被害状況の実態等を書面で用意する場合には、それ をそのまま取りまとめとして使用する。)

(被害者等が自ら被害状況の実態等を書面で用意しない場合には、聞き取りを行った者が作成し、被害者等側に内容を確認する。)

○ 以後、事実認定に向けた調査にあたっては、ここで取りまとめられた「被害者等からの聞き取り結果」(及び被害者等側から提供された物的証拠)をもとに実施する。

(ただし、事実認定に向けた調査にあたって、被害者等側より「被害者等からの聞き取り結果」の内容についての修正・更新希望が随時あれば、その内容は適宜反映しつつ、どの時点でどのような内容で修正等を実施したのかについても記録しておくこととする。)

- 取りまとめられた「被害者等からの聞き取り結果」の内容については、⑦以降において、事実認定の調査のために、加害者とされる者の側に伝えても問題ないかについて、被害者等の了解をとることとする。
- * 県教委ではない者が聞き取りを実施した場合には、県教委に対して、聞き取りの結果等を 共有し、そのうえで、県教委が「被害者等からの聞き取り結果」を取りまとめる。
- * 県教委のみが聞き取りを実施した場合には、校長・苦情相談員に対して、取りまとめた 「被害者等からの聞き取り結果」や提供された物的証拠について、取りまとめ次第速やかに 共有する。

県教委・校長等は、 加害者とされる者への 聞き取りを実施(⑦)

- ⑥においてとりまとめた「被害者等からの聞き取り結果」等をもとに、**加害者とされる者に対して、事実関係についての聞き取りを行う**。 加害者とされる者に対して聞き取りを実施するのは、原則県教委及び校長・苦情相談員の両者とする。
- * 加害者とされる者の聞き取りの際にも、加害者とされる者の了解をとったうえで、聞き取りについて録音をすることとする。11

- * 加害者とされる者の聞き取りの際にも、現時点では「疑い」であることを前提とし、聞き取り手の特定の見解を押しつけたりすること等は厳に慎み、加害者とされる者の主張を聞き取ることに最重点を置く。
- * 県教委及び校長・苦情相談員等の聞き取りを実施した者は、加害者とされる者に対して、 当該事案について独自の見解や推測、主張、被害者等から許可を得ていない被害者等に係る 「情報を決して伝えないことに留意する。

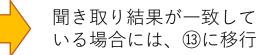
県教委は、 「加害者とされる者からの聞き取り 結果」を取りまとめ(⑧)

○ 県教委は、<u>「被害者等からの聞き取り結果」における事項それぞれ</u> <u>に対応した項目で「加害者とされる者からの聞き取り結果」を取りま</u> とめる。

(加害者とされる者が自ら当該事案についての実態の認識等を書面で用意する場合には、それをそのまま取りまとめとして使用する。) (加害者とされる者が自ら当該事案についての実態の認識等を書面で用意しない場合には、県教委が作成し、加害者とされる者側に内容を確認する。)

* 上記において、当該事案についての実態の認識等を加害者とされる者から書面で提供される場合には、必ずしも顛末書の形式で行うことは必須としない。ただし、「被害者等からの聞き取り結果」に対応した内容となっていることは求めることとし、仮に内容が不十分な場合には、「加害者とされる者からの聞き取り結果」は県教委において作成することとする。

県教委は、 「現時点での聞き取り結果の一致の 状況」を取りまとめ等(⑨)



- ⑥において取りまとめた「被害者等からの聞き取り結果」、⑧において取りまとめた「加害者とされる者からの聞き取り結果」をもとに、 県教委において「現時点での聞き取り結果の一致の状況」を取りまと める。
- 取りまとめのうえ、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」等をもって、教育長に対して状況を報告し、⑩以降の対応についての指示をあおぐ。
- なお、この時点で、<u>被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結</u> 果が、懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判 断を行う程度にまで一致をしていると判断できる場合には、「県教育 委員会としての認定した事実」を取りまとめたうえで、⑬に移行する。

県教委等は、 事実認定に向けた 調査を継続等(⑩)

- ◆被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結果が、懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判断を行う程度にまで一致をしていると判断できない場合
- ⑨での教育長の指示も踏まえ、引き続き、被害者、加害者とされる者、そして必要に応じてその他の教職員等の関係者に対して聞き取りを実施し、**事実認定に向けた調査を継続**する。
- その調査を踏まえ、随時、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」については更新を行う。(更新を行う際には、どのような内容で、どのようなタイミングで更新がなされたのかを必ず随時記録する。)

なお、調査にあたっての聞き取り等の際の留意点については、これまでの①から⑨で示してきた留意点に準ずる。

- この**継続した調査の期間の目安を設定**し、その調査の目安については、被害者等、加害者とされる者にも伝える。
- * 上記において継続した調査を実施するにあたっては、司法、心理などの外部の専門家にも、✓ 必要に応じて相談をする。

県教委は、 継続した調査の結果を 踏まえた検討等(①)



聞き取り結果が一致して いる場合には、⑬に移行

- 県教委において、継続した調査の実施後、その時点での「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」の**更新版を作成し、教育長に報告・協議のうえで、指示をあおぐ**。
- この時点で、被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結果が、 懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判断を行 う程度にまで<u>一致をしていると判断できる場合には、「県教育委員会</u> としての認定した事実」を取りまとめたうえで、③に移行する。
- 上記の程度には聞き取り結果が一致していないと判断され、かつ、 引き続き調査の継続が必要と判断される場合には、再度の調査の期間 の目処と、どの点についての確認が必要かについて、協議のなかで明 確化する。

(再度の調査については⑩に準じ、調査終了後は再度⑪に移行する。) 13



○ この時点で、外部有識者委員会への付議が必要と判断される場合に 」は、その旨決定する。

外部有識者委員会 を開催(¹²)

- ◆⑪において外部有識者委員会 の開催を決定した場合
- ⑪において、外部有識者委員会を開催する旨が決定した場合には、 県教委より、その旨を被害者等と加害者とされる者に対して、外部 有識者委員会の開催前までに連絡する。(同時期に校長に対しても、 開催する旨連絡をする。)
- 外部有識者委員会においては、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」をもとに協議を行う。そのうえで、外部有識者委員会において、再度の調査が必要となる場合には、外部有識者委員会の求めを踏まえて、再度の調査を実施する。その場合は、⑩⑪の対応に準じて実施し、そのうえで再度外部有識者委員会を開催する。
- また、関係者等に対しての出席や意見聴取等が必要となる場合には、 外部有識者委員会終了後、県教委は関係者に対して連絡を取り、出席 や意見聴取等の了解をとったうえで、再度外部有識者委員会を開催す る。

県教委は、「県教育委員会に おいて認定した事実」を 被害者に説明、加害者に 顛末書の作成を指示(③)

○ ⑨、⑪又は⑫を経て、「県教育委員会において認定した事実」が取りまとまった場合には、県教委より被害者等に対して、それを示し、内容を説明する。

○ また、⑨、⑪又は⑫を経て、「県教育委員会において認定した事実」を取りまとめ、かつ、当該事案が、懲戒処分や指導上の措置に該当する場合には、**県教育委員会より加害者に対して顛末書の作成を指示する。**その際には、作成の期限を示すこととする。

当該顛末書は、「県教育委員会において認定した事実」に沿って作成するよう指示する。

- 加害者は顛末書を作成し、県教委に提出する。
- 同時期において校長に対しても、「県教育委員会において認定した 事実 | を連絡する。
- * 上記において被害者等に対して「県教育委員会において認定した事実」を説明する際に、加害者に顛末書の作成を指示している場合でも、当該加害者がどのような懲戒処分・指導上の措置を受けるかについては、当該時点では未確定であり、被害者等には説明できないことを丁寧に伝え、ご理解いただく。
- * 上記において被害者等に対して「県教育委員会において認定した事実」を説明する際に、仮に当該事案が懲戒処分や指導上の措置に該当しない場合であったときには、その旨を説明するが、その際にも被害者等への心情に寄り添い、丁寧に説明をすることとする。また、その際には、心理の専門家にも協力をあおぐ。

県教委は、 懲戒処分の事務局案を決定、 指導上の措置を決定(4))

○ ⑬において提出された顛末書等をもとに、県教委は、教育長と協議 を実施し、懲戒処分であれば教育委員会に付議する県教委事務局案を 作成する。また、指導上の措置であれば、その旨決定をする。

懲戒処分の事務局案について 教育委員会に付議(⑮)

◆⑭において懲戒処分の事務局 案を決定した場合

○ ⑭において当該案が懲戒処分に該当する場合には、教育委員会において、⑭の案を付議し、懲戒処分として決定をする。そのうえで、即日で公表する。

県教委は、懲戒処分、 指導上の措置について 関係者に伝達(値)

- ⑤において懲戒処分を決定・公表後、また、⑭において指導上の措置を決定後、加害者及び校長に対して、その旨伝達する。 また、被害者に対して、懲戒処分・指導上の措置を実施する旨、伝達する。
 - * 懲戒処分が減給及び戒告の場合は、所属や氏名の公表はなく、指導上の措置の場合は、処分そのものが公表されない。そのため、加害者の了承を得たうえで、被害者等へ伝達すること。

県教委は、 処分等を実施

* 処分等を実施した後においても、被害者等の希望を踏まえ、心理の専門家による支援を継続するなどの被害者等の心のケアに沿った対応を継続する。

(2) 市町村立学校の場合

苦情相談員は、 被害者等からの相談を受けて、 校長に報告(①)

- <u>被害者等から苦情相談員がハラスメントの相談を受けた際には、</u> 事案の報告と事実認定に向けた調査のために校長及び地教委に連絡を とること、そして県教委にも情報を共有することをその場で被害者等 に了解をとったうえで、**校長に報告する**。
- また、苦情相談員から被害者等に対して、心理の専門家によるサポートの希望を確認し、その希望についても校長に報告する。
- 苦情相談員個人や学校の内部だけで対応しようとすること、例えば、 具体的な事実認定に向けた調査を苦情相談員自身が自主的に実施せず、 事実の確認ができているか否かにかかわらず、ハラスメントに係る相 談を受けたということのみをもってして、まずは校長及び地教委に連 絡するということを原則とする。
- * 被害者等より相談を受けた別の教職員等から苦情相談員が相談を受けるなど、苦情相談員が直接被害者等から事案についての状況を聞けていない時には、まず苦情相談員が被害者から直接状況を確認することを原則とし、確認次第、①に移る。

なお、苦情相談員が別の教職員等から相談を受けた後、直接被害者に対して苦情相談員が 状況を確認するタイミングについては、状況の態様や被害者等と別の教職員等との関係性等 の事情を踏まえつつ、速やかに実施されるべきである。

* 校長及び地教委に連絡する旨等を被害者等に了解をとる際には、被害者等に了解をさせないように誘導することは決して許されないことに留意する。

また、校長及び地教委に連絡をとる旨等は、苦情相談員は被害者等に明確に伝え、そして明確にその了解を被害者等からもらうこととする。「被害者等がハラスメントの加害者とされる教職員との間で和解ができている」、「被害者等が大ごとにしてほしくないと言っている」といったような事情を踏まえて、苦情相談員個人の判断で「被害者等は校長及び地教委への連絡等は望んでいない」と判断することは決してないようにする。

* 校長や地教委への連絡・報告についての被害者等の了解を得られない場合は、苦情相談員は引き続き被害者等に寄り添い、どのような対応を被害者等が必要としているのかについて 丁寧に聞き取る。

そのなかで、苦情相談員の権限・責任では対応できないような要望を被害者等が求めてきた際には、改めて校長や地教委への連絡・報告についての打診を被害者等側に行う。

報告を受けた校長は、 地教委に報告(2)

- ①の報告を受けた校長は、「被害者等から苦情相談員が相談を受けた日」、「苦情相談員から校長が報告・連絡を受けた日」、「被害者等の情報」、「加害者とされる者の情報」、「事案の概要」、「現在の被害者等が置かれている状況(※)」、「心理の専門家によるサポートの希望」等について、県教委が地教委を通じて事前に示す様式に沿って記載のうえ、地教委に報告する。
 - (※) 「被害者の出勤状況」、「被害者等と校長との直接やり取りの有無」、 「加害者とされる者と被害者との職場での現在の関わり」等
- * 校長が直接被害者等から相談を受けた場合も②の対応に準ずる。また、その際の留意点については、①の対応に準ずる。
- * 仮に校長が加害者とされる場合には、②については苦情相談員が自ら実施することとし、 ③以降の対応にあたって記載されるなかで出てくる「校長」についてを「苦情相談員」と 置き換えて原則対応する。

地教委は、県教委に報告/ 校長に聞き取り方の 確認等を指示(3)



県教委は、地教委に 指導・助言(③)

- ②の報告を校長から受けた地教委は、速やかに提出された様式を もって各市町村の教育長に報告する。また、県教委にも報告する。
- 報告を受けた**県教委は県教育長に報告し、指示をあおぎ、その指 示を踏まえて地教委に対して、指導・助言等を行う**。
- * これ以降、加害事実が認められた時点で、県教委は、速やかに事案の重大性などを踏まえ、被害者の安全確保、児童生徒への影響なども含め学校経営上の想定される影響等を熟慮し、学級担任を外す等の校務分掌の変更、学校以外の勤務場所への変更などについて、市町村教育委員会と積極的に協議、検討を行う。
- 市町村教育長の指示及び県教委の指導・助言等も踏まえ、<u>地教委</u> より校長に対して、以下の対応を指示する。
 - ・地教委が被害者等に被害状況についての聞き取りを直接実施する ことの被害者等の了解をとる。
 - ・上記の聞き取りにあたって、校長・苦情相談員が同席をすること について被害者等に確認をとる。また、今後、必要に応じて県教 委が同席をすることについても被害者等に確認をとる。

- ・上記の聞き取りにあたって、被害状況を確認するために、被害を 受けた実態を説明した書面等を被害者等の側で用意するのか、地 教委が聞き取った内容を書面で書き起こし、それを被害者等に事 後で確認するような形でよいのかを被害者等に確認をとる。
- ・実際に被害を受けている際の録音等の物的証拠があれば、上記の 聞き取りの際のその提供を被害者等に対して要請する。
- また、加害者とされる者が一対一で被害者と直接接触することがないよう、被害者等の希望も踏まえたうえで、加害者とされる者への指示や学校内での勤務環境の配慮等を実施するように、地教委から校長に対して指示する。
- さらに、①で確認した被害者等の心理の専門家によるサポートの希望に沿って、⑤の聞き取りに先立って、例えば、県教委と連携のうえ、心理の専門家を派遣し被害者等の心のケアにあたるなど、可能な限り対応を行う。
- * 仮に地教委が被害者等に被害状況を聞き取ることについて被害者等に了解されない場合は、聞き取り手についての希望等を確認し、可能な限り被害者等の希望に添った対応を行う。また、地教委以外の者が聞き取り手となった場合には、聞き取りの内容等について速やかに聞き取り手から地教委に報告するようにする。

校長は、被害者等に 聞き取り方について確認等

(4)

- ③の指示を受けた校長は、**被害者等に対して被害状況の聞き取り方 について確認**等を実施する。
- * いずれの者が聞き取りを実施するにあたっても、記録性・客観性を高めるために、当該聞き取りについて録音によって記録をとらせてもらうことを被害者等に予め了解してもらうことを原則とする。
- また、被害者等と一対一で接触をすることを止めるよう加害者等に対して校長から指示をしてもよいか、被害者等に対して確認を行う。あわせて、勤務環境等について希望がないかも確認する。

もし被害者等より、一対一で接触することを止めるよう加害者に指示してほしいという希望があった場合には、加害者に対してその旨を伝え、謝罪も含め、当面の間、一対一での接触を被害者等に対して行わないよう指示をする。また、勤務環境の希望について校長の権限において実施できるものについては、可能な限り希望に添って対応する。

被害者等への 被害状況の聞き取りを実施

(5)

※県教委は、必要に応じて同席

○ ④で被害者等が希望した聞き取り方に沿って、<u>被害者等への被害</u> 状況について聞き取りを実施する。

なお、以降の被害者側とのやり取りの窓口については、地教委に 原則統一することとし、その旨も被害者等に伝達する (被害者に別の希望がある場合にはその限りではない)。

○ やり取りの窓口となった地教委は、被害者等側から相談・問い合わせ等があった場合には随時対応する。また、被害者等側と相談したうえで、地教委側から原則 2 週間に 1 度は被害者等側に連絡をとり、被害者等の心境の確認等を実施したり、現状の調査の状況等について伝えることとする。

なお、この連絡の際にも、被害者等の了解を得たうえで、録音を とり、記録に残すようにする。

- * 聞き取りを実施するにあたっては、必要に応じて心理の専門家にも同席の協力をあおぐこととする。
- * 聞き取りを実施するにあたっては、被害者等の主張を傾聴することに最重点を置き、聞き取り手側が推測で発言を行ったり、被害を過小評価したりするなど、被害者等に対して不信や不安を感じさせる言動を行うことは厳に慎む。当該「聞き取り」は、あくまで「聞き取り」であり、「事実についての評価をする・判断をする」場ではないことに留意する。
- * 地教委ではない者が聞き取りを実施した際には、聞き取りの内容を書面に起こしたものや 被害者等側より提供のあった物的証拠を聞き取り手側は地教委に共有する。地教委は共有が あった場合には県教委にも共有する。
- * 地教委のみが聞き取りを実施した際(校長・苦情相談員が同席していない場合)には、聞き取りの内容を書面に起こしたものや被害者等側より提供のあった物的証拠を校長及び県教委に共有する。
- * 被害者等との聞き取り以降は、被害者等とのやり取りの窓口について地教委(あるいは聞き取り手)に固定する。それ以外の者については、以降、当該事案について独自の見解や推測、主張等を、被害者等や外部の問い合わせに対して回答しないこととし、決められた窓口に対して確認するよう応答することとする。例えば、地教委が窓口となった場合には、校長等に対して仮に問い合わせがあった場合も当該事案については、地教委において事実調査を行っている旨のみ応答し、それ以外の内容の応答はしないこととする。そのうえで、問い合わせるべき地教委の窓口を伝えることとする。
- * 被害者等とのやり取りの窓口となった者については、上記の通り、以降2週間に1度を目安として、被害者等に対して連絡をとることとするが、その際に被害者等の主張や思いを丁寧に確認することに留意する。ただし、加害者とされる者の個人情報に係る事項や、事実認定の結論が出ていない段階での未確定な情報、個人的な憶測や推測等については、被害者等からの希望であっても伝えることができないことを丁寧に被害者等に対して説明する。

また、被害者等ではない、外部からの問い合わせについては、原則、事案について正式に公表されるまでは、何ら事案について一切回答をしないことを徹底する。

* 原則、被害者等への聞き取りは、地教委等が実施するものとするが、地教委からの要請があった場合、あるいは、県教委が懲戒権を実施するにあたっての検討のために必要と判断した場合には、被害者等の了解をとったうえで、聞き取りにあたって県教委も同席することとする。 20

地教委は、 「被害者等からの聞き取り結果」 を取りまとめ(⑥)

○ ⑤で実施した聞き取りをもって、<u>地教委は、「被害者等からの聞き</u> 取り結果」を取りまとめ、県教委にも共有する。

(被害者等が自ら被害状況の実態等を書面で用意する場合には、それ をそのまま取りまとめとして使用する。)

(被害者等が自ら被害状況の実態等を書面で用意しない場合には、聞き取りを行った者が作成し、被害者等側に内容を確認する。)

○ 以後、事実認定に向けた調査にあたっては、ここで取りまとめられた「被害者等からの聞き取り結果」(及び被害者等側から提供された物的証拠)をもとに実施する。

(ただし、事実認定に向けた調査にあたって、被害者等側より「被害者等からの聞き取り結果」の内容についての修正・更新希望が随時あれば、その内容は適宜反映しつつ、どの時点でどのような内容で修正等を実施したのかについても記録しておくこととする。)

- 取りまとめられた「被害者等からの聞き取り結果」の内容については、⑦以降において、事実認定の調査のために、加害者とされる者の側に伝えても問題ないかについて、被害者等の了解をとることとする。
- * 地教委ではない者が聞き取りを実施した場合には、地教委に対して、聞き取りの結果等を共有し、そのうえで、地教委が「被害者等からの聞き取り結果」を取りまとめる。
- * 地教委のみが聞き取りを実施した場合には校長・苦情相談員に対して、取りまとめた「被害者等からの聞き取り結果」や提供された物的証拠について、取りまとめ次第速やかに共有,する。

地教委・校長等は、 加害者とされる者への 聞き取りを実施(⑦)

※県教委は、必要に応じて同席

○ ⑥においてとりまとめた「被害者からの聞き取り結果」等をもとに、 加害者とされる者に対して、事実関係についての聞き取りを行う。

加害者とされる者に対して聞き取りを実施するのは、原則地教委及び校長・苦情相談員の両者とする。

- * 加害者とされる者の聞き取りの際にも、加害者とされる者の了解をとったうえで、聞き取りについて録音をすることとする。
- * 加害者とされる者の聞き取りの際にも、現時点では「疑い」であることを前提とし、聞き取り手の特定の見解を押しつけたりすること等は厳に慎み、加害者とされる者の説明を聞き 取ることに最重点を置く。 21

- * 被害者等への聞き取りと同様、原則、加害者とされる者への聞き取りは、地教委及び校長・苦情相談員が実施するものとするが、地教委からの要請があった場合、あるいは、県教委が懲戒権を実施するにあたっての検討のために必要と判断した場合には、聞き取りにあたって県教委も同席することとする。
- * 地教委及び校長等(県教委が同席する場合は県教委も)の聞き取りを実施した者は、加害者とされる者に対して、当該事案について独自の見解や推測、主張、被害者等から許可を得っていない被害者等に係る情報を決して伝えないことに留意する。

地教委は、 「加害者とされる者からの聞き取り 結果」を取りまとめ(⑧)

○ ⑦の聞き取り後、地教委は、<u>「被害者等からの聞き取り結果」における事項それぞれに対応した項目で「加害者とされる者からの聞き取り結果」を取りまとめる。</u>

(加害者とされる者が自ら当該事案についての実態の認識等を書面で用意する場合には、それをそのまま取りまとめとして使用する。) (加害者とされる者が自ら当該事案についての実態の認識等を書面で用意しない場合には、地教委が作成し、加害者とされる者側に内容を確認する。)

- 地教委は、<u>「加害者とされる者からの聞き取り結果」を取りまとめ</u> 次第、県教委に共有する。
- * 上記において、当該事案についての実態の認識等を加害者とされる者から書面で提供される場合には、必ずしも顛末書の形式で行うことは必須としない。ただし、「被害者等からの聞き取り結果」に対応した内容となっていることは求めることとし、仮に内容が不十分な場ったは、「加害者とされる者からの聞き取り結果」は地教委において作成することとする。

県教委は、 「現時点での聞き取り結果の一致の 状況」を取りまとめ等(⑨)

聞き取り結果が一致して いる場合には、⑬に移行

- ⑥において取りまとめた「被害者等からの聞き取り結果」、⑧において取りまとめた「加害者とされる者からの聞き取り結果」をもとに、 県教委において「現時点での聞き取り結果の一致の状況」を取りまと める。
- 取りまとめのうえ、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」等をもって、県教育長に対して状況を報告し、⑩以降の対応についての指示をあおぐ。22

○ なお、この時点で、<u>被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結果が、</u>懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判断を行う程度にまで<u>一致をしていると判断できる場合には、「県教育</u>委員会としての認定した事実」を取りまとめたうえで、③に移行する。

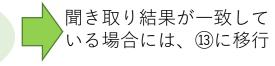
県教委等は、 事実認定に向けた 調査を継続等(⑩)

- ◆被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結果が、懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判断を行う程度にまで一致をしていると判断をできない場合
- ⑨での教育長の指示も踏まえ、県教委より地教委に対して、引き続き、被害者、加害者とされる者、そして必要に応じてその他の教職員等の関係者に対して聞き取りを実施し、事実認定に向けた調査を継続することを連絡する。
- その調査を踏まえ、随時、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」については更新を行う。(更新を行う際には、どのような内容で、どのようなタイミングで更新がなされたのかを必ず随時記録する。)

なお、調査にあたっての聞き取り等の際の留意点については、これまでの①から⑨で示してきた留意点に準ずる。

- この**継続した調査の期間の目安を設定**し、その調査の目安については、被害者等、加害者とされる者にも伝える。
- * 上記において継続した調査を実施するにあたっては、司法、心理などの外部の専門家にも、 必要に応じて相談をする。

県教委は、 継続した調査の結果を 踏まえた検討等(①)



○ ⑩の実施後、<u>地教委において、</u>その時点での「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」の更新版を作成し、県教委に対して送付する。それをもって、県教委において「現時点での聞き取り結果の一致の状況」の<u>更新版を作成し、県教育長に</u>報告・協議のうえで、指示をあおぐ。

- この時点で、被害者等と加害者とされる者からの聞き取り結果が、 懲戒処分や指導上の措置、また、仮に実施する場合の量定の判断を行 う程度にまで<u>一致をしていると判断できる場合には、「県教育委員会</u> としての認定した事実」を取りまとめたうえで、⑬に移行する。
- 上記の程度には聞き取り結果が一致していないと判断され、かつ、 引き続き調査の継続が必要と判断される場合には、再度の調査の期間 の目処と、どの点についての確認が必要かについて、協議のなかで明 確化したうえで、地教委に伝える。

(再度の調査については⑩に準じ、調査終了後は再度⑪に移行する。)

○ この時点で、外部有識者委員会への付議が必要と判断される場合に は、その旨決定する。

外部有識者委員会 を開催(12)

◆⑪において外部有識者委員会 の開催を決定した場合

- ⑪において、外部有識者委員会を開催する旨が決定した場合には、 その旨を地教委を通じて、被害者等と加害者とされる者に対して、 外部有識者委員会の開催前までに連絡する。
- 外部有識者委員会においては、「被害者等からの聞き取り結果」、「加害者とされる者からの聞き取り結果」、「現時点での聞き取り結果の一致の状況」をもとに協議を行う。そのうえで、外部有識者委員会において、再度の調査が必要となる場合には、外部有識者委員会の求めを踏まえて、再度の調査を実施する。その場合は、⑩⑪の対応に準じて実施し、そのうえで再度外部有識者委員会を開催する。
- また、関係者等に対しての出席や意見聴取等が必要となる場合には、 外部有識者委員会終了後、地教委を通じて関係者に対して連絡を取り、 出席や意見聴取等の了解をとったうえで、再度外部有識者委員会を開 催する。
- 上記も経たうえで、外部有識者委員会において審議を行い、<u>県教委に対して外部有識者委員会より意見を述べられた後は、</u>その意見等を踏まえ、<u>県教委として、事案にあたって懲戒処分・指導上の措置の有無や実施する場合の量定の判断の基となる事実認定を行い、「県教育</u>委員会において認定した事実」をとりまとめる。

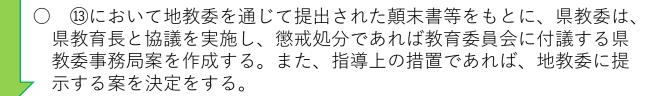
県教委は、地教委を通じて、 「県教育委員会において認定した事実」 を被害者に説明、加害者に顛末書の 作成を指示(③)

- ⑨、⑪又は⑫を経て、「県教育委員会において認定した事実」が取りまとまった場合には、県教委は地教委を通じて被害者等に対して、 それを示し、内容を説明する。
- また、⑨、⑪又は⑫を経て、「県教育委員会において認定した事実」を取りまとめ、かつ、当該事案が、懲戒処分や指導上の措置に該当する場合には、加害者に対して、県教委より地教を通じて顛末書の作成を指示する。 作成を指示する。

当該顛末書は、「県教育委員会において認定した事実」に沿って作成するよう指示をする。

- 加害者は顛末書を作成し、地教委を通じて県教委に提出する。
- 同時期において地教委より校長に対しても、「県教育委員会において認定した事実」を連絡する。
- * 上記において被害者等に対して地教委が「県教育委員会において認定した事実」を説明する際に、加害者に顛末書の作成を指示している場合でも、当該加害者がどのような懲戒処分・指導上の措置を受けるかについては、当該時点では未確定であり、被害者等には説明できないことを丁寧に伝え、ご理解いただく。
- * 上記において被害者等に対して「県教育委員会において認定した事実」を説明する際に、仮に当該事案が懲戒処分や指導上の措置に該当しない場合であったときには、その旨を説明するが、その際にも被害者等への心情に寄り添い、丁寧に説明をすることとする。また、そ、の際には、心理の専門家にも同席の協力をあおぐこととする。

県教委は、 懲戒処分の事務局案を決定、 指導上の措置の案を決定(4)



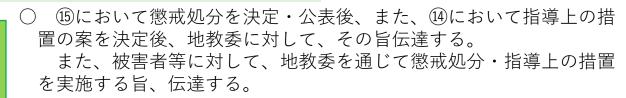
懲戒処分の事務局案について 教育委員会に付議(⑮)

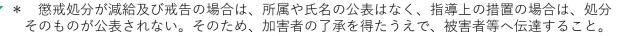
◆⑭において懲戒処分の事務局 案を決定した場合



○ ⑭において当該案が懲戒処分に該当する場合には、教育委員会において、⑭の案を付議し、懲戒処分として決定をする。そのうえで、即日で公表する。

県教委は、懲戒処分、 指導上の措置の案についての 関係者への伝達(16)





県教委・地教委は、 処分等を実施

* 処分等を実施した後においても、被害者等の希望を踏まえ、心理の専門家による支援を継続 するなどの被害者等の心のケアに沿った対応を継続する。